

**国民健康保険・老人保健
「限度額適用認定証」等
について**

入院したとき医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」等を提示することにより、自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯に該当される方は、標準負

別表1 70歳未満の国民健康保険被保険者<入院時>

所得区分	食事代(1食当たり)	自己負担限度額
上位所得者()	260円	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
及び 以外の方		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
住民税非課税世帯の方()	210円 (90日を超える入院の場合160円)	35,400円

申請により該当する場合は、「限度額適用認定証」,「限度額適用・標準負担額減額認定証」,「標準負担額減額認定証」を交付します。
上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。(所得の申告がない世帯含む。)
過去12カ月以内で4回目以降の自己負担限度額は、上表とは異なりますので、お問い合わせください。

別表2 70歳以上の国民健康保険被保険者(国保)、老人医療受給者(老人)<入院時>

所得区分	食事代(1食当たり)	自己負担限度額
(国保)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が、(老人)世帯全員が、住民税非課税でその世帯の所得が0円の方(ただし、年金収入は80万円以下)	100円	15,000円
(国保)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が、(老人)世帯全員が、住民税非課税で上記区分以外の方	210円 (90日を超える入院の場合160円)	24,600円

申請により該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。
療養病床に入院する場合の食事代は、上表とは異なりますので、お問い合わせください。

担額減額認定証」等を提示することにより、入院時食事代等が減額されます。認定証の交付を希望される方は、申請の手続きをしてください。
自己負担限度額等については、別表のとおりです。

者のみ) 問合せ先 住民課保険年金グループ 820・5604

交通遺児等(育成資金)貸付と介護料の支給について

●交通遺児等(育成資金)貸付
自動車事故によって死亡または、重度後遺障害者になられた方のお子さん(0歳から中学校卒業まで)に対し、育成資金を無利子でお貸しします。

●介護料の支給
自動車事故によって重度後遺障害者(自賠法施行令別表第一の「第1級1・2号」・「第2級1・2号」に該当)となられた方で介護を必要とされる方に対して、介護料を支給します。

特 種	支給月額	
	定 額	上限額
種	定 額	58,570円
	上限額	108,000円
種	定 額	29,290円
	上限額	54,000円

申請方法
福祉課、各公民館などに用意してある専用はがきに必要事項を記入し、県庁原爆被爆者・毒ガス障害者対策室へお申し込みください。
申込期間(消印有効)
平成20年1月15日(火)実施期間
平成20年2月29日(金)精密検査については平成20年3月10日(月)まで
検査費用 無料
詳しくは、福祉課、公民館などにあるリーフレットをご覧ください。
問合せ先 県庁原爆被爆者・毒ガス障害者対策室
513・3116 (健康課)

被爆二世健康診断

交通遺児等(育成資金)貸付、介護料の支給ともに、貸付・支給期間などの詳細は、左記へお問い合わせください。
問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構広島主管支所 297・2255 (福祉課)

**重度心身障害者
医療費受給者証**

交付申請手続きはお済みですか?
毎年8月1日に、所得審査による重度心身障害者医療費受給者証の更新を行います。

ています。所得制限などにより資格停止となっている方も、平成18年中の所得状況に依りて交付が可能となる場合があります。
なお、7月31日までの受給者証(オレンジ色)をお持ちの方で、8月になっても新しい受給者証(青色)が届いていない場合は福祉課までご連絡ください。
所得制限などにより資格停止となる方については別途通知します。
手続きに必要なもの
印鑑、健康保険証(国民健康保険又は社会保険等)、身

体障害者手帳又は療育手帳対象者
身体障害者手帳の1、2、3級所持者、療育手帳のA、B所持者
所得により該当しない場合があります。
問合せ先 福祉課社会福祉グループ 820・5605
平成19年度補助犬(盲導犬)給付について
対象者 県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当

期間県内に居住することが見込まれる、18才以上で視覚障害程度1級又は2級の身体障害者手帳の所持者
その他所得制限などの要件があります。詳しくは、視覚障害者団体連合会事務局までお問い合わせください。
申請書 福祉課の窓口を設置
提出締切 8月20日(月)までに福祉課に提出
問合せ先 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会事務局
FAX 229・2320



！おしえてー！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

ヘルパーさん(訪問介護員)に庭の草取りをお願いできますか?

A お答えします・・・

庭の草取りは、日常生活を営むために支障が生じないと判断される行為のため、介護保険サービスでは利用することができません。

また、他にも家族が行うことが適当であると判断される行為や、日常的に行われる家事の範囲を超える行為は介護保険サービスでの利用はできません。

生活援助として利用できるサービスについては、ケアマネジャーや福祉課にお問い合わせください。

問合せ先 福祉課 高齢者福祉グループ
TEL820-5605

**子育て支援センター
エンゼル通信**



子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。気軽にお越しください。



●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
21日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(水)	9:30	ふわふわベビー(3ヵ月~1歳5ヵ月)
24日(金)	10:30	親子の関わり懇談会(福田宏子)
31日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
9月3日(月)	9:30	ふわふわベビー(3ヵ月~1歳5ヵ月) 親子でリトミック(大竹美枝子)

毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター 西部地域健康センター内 TEL820-5502 FAX820-5504
開設日時(※年末年始、祝日、8月14日~16日除)月~金曜日 9:30~17:00(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)

●おひさまルーム 左記以外の日程 9:30~11:30
親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

●子育て支援センターのお盆休み
8月14日(火)~16日(木)は、子育て支援センターの事業は実施していません。
緊急のご相談は、福祉課(820 5605)までお願いします。

毎週木曜日は予約による子育て相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。行事はいずれも11:30に終了予定です。
3ヵ月以下のお子さんは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(子育て相談には応じます)